

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一809	承認日	2025/4/21	1/1
石川県保険医協会加入規定					作成者	承認者
					西村昭郎	島隆雄

医師の石川県保険医協会加入について以下のように定める。会費等負担は事業所費用とするが、個人負担とする場合はその扱いを免れることとする。

1. 基本的な事項は、医師会加入規定（本部一法規一本事805）を基準とする。
2. 病院長、診療所所長、副院長、診療部長、その他地域連携にとって事業所が必要と判断した者は石川県保険医協会に加入する。
3. 石川県保険医協会が運営する部会の部員に任命された者は石川県保険医協会に加入する。
4. 65歳以降嘱託医となったものは事業所負担としないが、石川県保険医協会の理事や部員として協力を求められるものは事業所負担とする。